

遊休地の現況とプロパス
ト跡地について



柳澤 明 議員

質問 本市の遊休地の代表的なものとして穴塚大池があるが、虫食い状態的に買収した土地が現在もそのまま残っている。今では森林公園などといった話もあり、散策路の整備は一部行われたようであるが、本市にとつて霞ヶ浦と並ぶ大きな自然財産をこのまま放っておくことは、あまりにももったいない。平成25年度までに買い戻しをする計画だと聞いているが、その後の活用策について伺う。また、プロパスト跡地の購入について、平成18年に京成ホテルが事業撤退を決めた時点では、市は具体的な目的及び事業内容がないとの理由で購入しなかったものか、なぜ今回は購入するのか、その目的を伺う。

発計画を策定し、その後平成8年までに約63ヘクタールを主に土地開発公社で先行取得したものである。先買地の一部、都市計画道路穴塚・大岩田線沿線の所有地については多目的広場としており、花火大会での積極利用はもとより、各方面と協議しながら暫定利用を図ってきた。第7次総合計画では、開発と自然環境保全の両論を併記しているが、整備については長期的な視点での検討が必要であると考えている。平成25年度までに買い戻しする土地の利活用については、地権者協議会へも情報提供しながら具体的に検討してまいりたい。

副市長 プロパスト跡地については、市以外の民間企業など特定の法人に渡った際には、市民が自由に出入りし、水辺に接し、和めることができないう状況になる恐れがあったことから、至急に市民全体の財産として取得する必要があると判断し、当面は公共の利用に供する行政財産として、暫定的に芝生広場を整備して市民に開放してまいりたい。なお、中長期的な利活用については、今後議会の皆さまにも

保健福祉部長 児童扶養手当法の改正により、本年8月1日から



川口2丁目プロパスト跡地

十分協議させていただきながら検討してまいりたい。

父子家庭に対する改正児童扶養手当の支給開始について



荒井 武 議員

父子家庭も支給対象となった。手当の支給は、父子家庭の場合は子どもを監護している事に加え、その子と生計を同じくしている事が要件となる。支給対象となる子どもは18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども、または20歳未満で障がいの状態にある子どもであるが、父が公的年金給付を受けている場合は支給されない。申請はこども福祉課窓口で受付しており、市民に対する周知については、市広報紙、ホームページに掲載している。また、7月末には、父子家庭の方で児童扶養手当の支給対象となる可能性のある方々に対し、申請書類を郵送している。今後も引き続き広報紙への掲載等、周知に努めてまいりたい。



質問 現在、出版界や図書館の世界は、電子出版、電子書籍とネットワーク文化によって激減が迫られており、電子書籍の需要及び導入する環境整備が確実に広がっている。ところが土浦市の新図書館構想は、電子書籍、電子納品等に背を向けており、このような環境変化の中で、なぜ新図書館の蔵書90万冊を目標にするのか理解できない。電子書籍等の活用で図書館整備内容も大きく変わることから、図書への供給についても再検討すべきと考えるが、見解を伺う。



柏村忠志 議員

土浦駅前北地区再開発事業（図書館）について

教育次長 蔵書数については、平成14年度に公募による市民の方や、当時の図書館情報大学の専門家の方々に構成する新図書館基本計画検討委員会を設置し、新図書館の機能やサービス等について検討していただいた。その結果、平